

イベント主催者の皆様へ 「イベント開催申出書」 の提出はお忘れではありませんか!?

令和2年7月10日より、一定の要件に該当するイベントを開催する場合、新型コロナウイルス感染拡大予防対策の一環として「鳥取県新型コロナウイルス感染予防に係るイベント開催申出書」を提出する必要があります。

■申出が必要なイベント要件

- ① 全国的な集客を伴うイベント
- ② 1,000人超の集客を伴うイベント
- ③ 会場定員の50%を超える集客を伴うイベント



■申出期限

イベント開催の1ヶ月前までに提出してください

■申出内容

- ① 主催者情報（団体名・代表者名・担当者名・連絡先）
- ② イベント名称
- ③ 開催期間
- ④ 開催場所
- ⑤ 開催内容
- ⑥ 参照とする感染予防対策ガイドライン
- ⑦ イベント参加者連絡先の把握・収集方法
- ⑧ イベント概要がわかる資料（チラシやHPの写しなど）



■提出（相談）先

地区	窓口	電話番号
東部	県庁くらしの安心推進課 (〒680-8570 鳥取市東町一丁目220)	0857-26-7982
中部	中部総合事務所生活環境局 (〒682-0802 倉吉市東巖城町2)	0858-23-3982
西部	西部ワンストップセンター (〒683-0054 米子市糞町一丁目160)	0859-31-9637